

令和7年度群馬県産食材を使用した料理教室業務委託仕様書

1 本業務の趣旨

群馬県産農畜産物（以下、「県産農畜産物」という。）を使用した料理教室を通じて、消費者に「食べる楽しさ」と「作る喜び」を体験してもらう。県産農畜産物に触れ、味わい、学ぶことで、その魅力を再発見し、認知度と愛着を高めることを目的とする。

2 業務の名称

令和7年度群馬県産食材を使用した料理教室（以下、「本業務」という。）

3 事業費

2,710,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。

4 委託期間

契約締結日～令和8年3月13日（金）

5 業務内容

（1）首都圏での料理教室の開催

ア 開催期間及び回数

令和7年8月から令和8年2月の期間に、エの達成に必要な回数開催すること。

イ 開催場所及び形式

首都圏内で対面形式によって実施すること。

ウ 対象

首都圏（東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の1都3県をいう。以下同じ。）内に在住する親子とすること。

エ 設定参加人数

延べ500人以上とすること。

オ 参加者の募集と募集に係る広報

受託者は参加者募集を実施し開催に係る広報を群馬県と協力して行うこと。

カ 使用する群馬県産食材の決定及び調達

開催時期に旬の群馬県産食材（以下、「県産食材」という。）をメインメニューに使用すること。

主な食材は、G-アナライズ&PRチームが分析結果を公表した9品目（やよいひめ、豚肉、とうもろこし、上州地鶏、りんご、うめ、ギンヒカリ、ブルーベリー、超絶サーモン軍団）などの、群馬県（以下、「県」という。）を想起させるものとするが、そのほかの品目も積極的に使用すること。

受託者の提案に基づき、県と協議の上、県産食材を決定すること。

なお、食材は受託者が調達するものとし、調達方法についても県と協議の上、決定すること。

キ 県及び県産食材のPR

料理教室中に、県及び県産食材に関する情報発信を行うこと。

（ア）ぐんまちゃんをモチーフにした資材を、開催場所に設置すること。

（イ）県から提供されたパンフレットやノベルティを参加者に配布すること。

（ウ）県から提供された説明資料、動画、BGMを使用すること。

ク アンケート調査の実施

料理教室終了後参加者にアンケート調査を実施すること。内容については、県と協議の上、決定すること。

(2) 群馬県内での料理教室の開催

ア 開催期間及び回数

令和7年8月から令和8年2月の期間に、エの達成に必要な回数を開催すること。

イ 開催場所及び形式

県内で対面形式によって実施すること。

ウ 対象

県内に在住する親子とすること。

エ 設定参加人数

延べ100人以上とすること。

オ その他

上記5(1)オ〜クに準ずる。

6 経費に関して

(1) 本業務実施に際して、県から受託者への支払いは、委託料以外に発生しない。

(2) 支払いは事業終了後、参加実績人数確定後に行う。

なお、上記5(1)、(2)エに定める各設定参加人数の下限人数の合計である600人に、参加実績人数が達していない場合は、以下の計算式により算出した額を事業費から減額し、支払額とする。ただし、やむを得ない事由により各設定参加人数の下限人数の合計である600人に満たない場合は、県と協議の上、支払額を決定する。

※計算式

(各設定参加人数の下限人数の合計(600人)－参加実績人数)×1人当たりの食材費相当額

(3) 参加実績人数が0人の場合には、委託料は支払わない。

(4) 上記6(3)にかかわらず、やむを得ない事由により、準備段階で料理教室を中止とした場合には、試作にかかった額(人件費を除く食材費など)を県と協議の上、支払額を決定する。

7 業務完了報告書の提出

本業務完了後、速やかに以下の事項を記載した業務完了報告書を県に提出すること。

(1) 各料理教室についての実施内容

ア 参加人数及び開催回数

イ 県産食材の品目ごとの使用量及び調達先

ウ 開発したメニュー及びレシピ

エ アンケート調査結果(参加者の満足度、属性(年齢や性別)、参加動機など)

オ 実施時の様子がわかる写真

(2) 実施費用内訳

(3) 本業務に関するまとめ(全体を通しての考察、課題抽出及び改善点の提案など)

(4) そのほか、本業務に関連するもので、県が指示する内容

8 留意事項

(1) 著作権等の権利及び成果物の帰属

本業務で開発・撮影した、レシピ及びレシピのサンプル写真等の成果物は、受託者に留保されるもの(受託者が従来から権利を有していた事業者固有の知識、技術等に関する権利等)を除き、県に帰属するものとする。

また、受託者は、本業務で県に帰属することとなる著作権に関する著作者人格権を行使せず、また、事業者の従業員がこれらの権利を有する場合には、この者が著作者人格権を行使しないために必要な措置をとるようにすること。

(2) 秘密保持

本業務で知り得た業務上の秘密は、保持しなければならない。また、受託者が県から受領した資料等は、県の事前承諾なしに公表及び使用してはならない。

(3) 個人情報の保護

本業務で扱う個人情報の保護、流出、紛失に十分注意すること。なお、本委託業務で個人情報を収集する場合には、必ず、個人情報の取扱いに関する文章を示すこと。

(4) その他

ア 受託者は、本業務の性質上やむを得ない事由または効率的と認められる場合には書面で県の事前承認を得たうえで、他者に再委託できる。

ただし、企画提案書における業務実施体制に記載されている事業者が実施する場合には、県の事前承認は不要とする。

イ 受託者は、県と十分協議を行いながら本業務を進め県に進捗状況を報告すること。

ウ 仕様書に記載のない事項については、その都度協議すること。

エ 本業務の執行段階において協議の上、仕様書の内容を変更することがある。

オ 本業務に要した経費等の帳簿等を備え、業務終了後5年間保管すること。